

佐世保市と長崎国際大学との包括連携に関する協定書

佐世保市と長崎国際大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、佐世保市と長崎国際大学が、相互の資源を活用した連携を推進することで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること。
- (2) 地域貢献・地域連携の取組みに関すること。
- (3) 人材の受入・育成・輩出に関すること。
- (4) 審議委員の派遣等、市政運営の協力に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項。

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものとする。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(その他)

第4条 両者はこの協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両者が協議して定めるものとする。

また、連携の推進に際しては、長崎国際大学の設置に関する協定書及び長崎国際大学の設置及び運営に関する覚書を遵守することとする。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

平成27年2月24日

佐世保市長

朝長 則男 

長崎国際大学学長

安部 直樹 